

# 長崎労働局 第14次労働災害防止計画

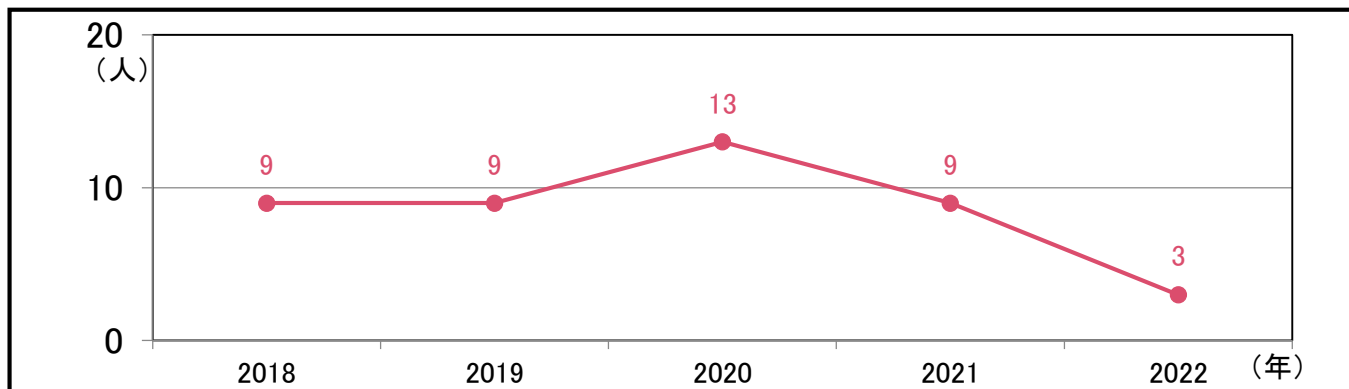
計画期間：2023年4月1日～2028年3月31日

## 1 第14次労働災害防止計画について

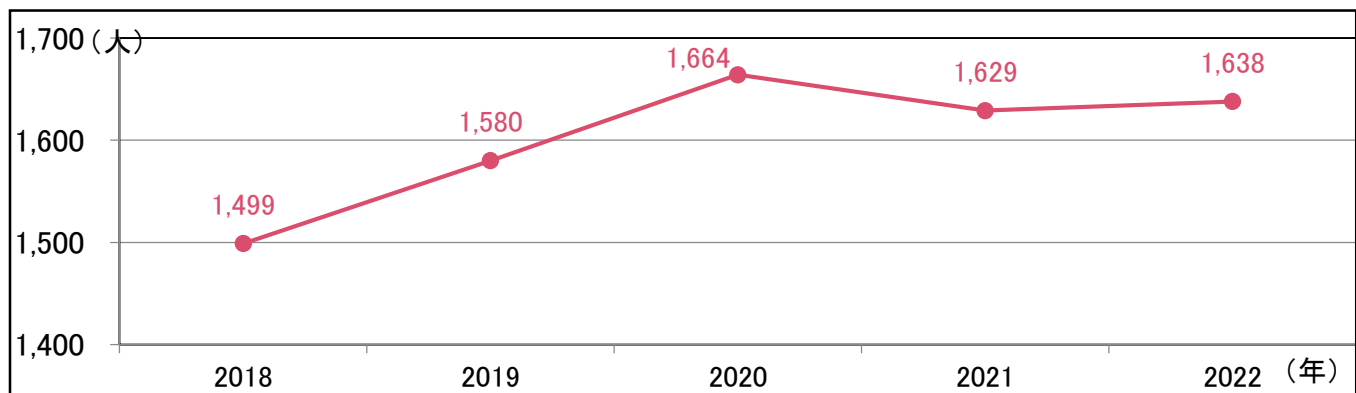
「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた5年ごとの中期計画です。

今般、長崎労働局では、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、「長崎労働局第14次労働災害防止計画」を策定しました。

### 1 3次防期間中の死亡災害の推移（新型コロナウイルス感染症を除く）



### 1 3次防期間中の休業4日以上死傷災害の推移（新型コロナウイルス感染症を除く）



## 2 計画の目標（指標）

長崎労働局第14次労働災害防止計画では、労働者の協力の下、事業者において取り組む事項の指標である**アウトプット指標**を定め、以下の目標達成を目指します。

### ●死亡災害

計画期間中の死亡者数を、13次防期間中の死亡者数と比較して5%以上減少させる

### ●死傷災害

休業4日以上死傷者数を、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、13次防期間中の年平均死傷者数と比較して2027年までに減少させる（いずれの目標も新型コロナウイルス感染症を除いた数値）

### 3 計画が目指す社会

- ・ 安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスであることから、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備
- ・ 事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康を確保することを前提として、多様な形態で働く一人一人が潜在力を十分に発揮できる社会の実現

### 4 計画の8つの重点事項

- 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 2 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 6 業種別の労働災害防止対策の推進
- 7 労働者の健康確保対策の推進
- 8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

## 5 アウトプット指標と労使の取組事項（主なもの）

### アウトプット指標

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

### 労使の取組事項

- ・転倒災害対策（ハード、ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

- ・転倒災害は、加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢の女性を始めとして、極めて高い発生率となっており、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
- ・筋力等を維持し転倒を予防するため、運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化を推進する。
- ・非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等における安全衛生教育の実施を徹底する。
- ・「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業様態に応じた腰痛予防対策に取り組む。

### アウトプット指標

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

### 労使の取組事項

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める
- ・転倒災害が、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
- ・健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ。保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。

### アウトプット指標

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

### 労使の取組事項

- ・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- ・外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用するなどによる安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。

## 道路貨物運送業

・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（荷役作業の安全ガイドライン）に基づく措置を実施する道路貨物運送事業の事業場の割合を2027年までに45%以上とする。

## 建設業

・三大災害（墜落・転落、建設重機、崩壊・倒壊）の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

## 製造業

・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

## 造船業

・「造船業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」に基づく総合的な安全衛生管理を確立している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

## 林業

・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（伐木等作業の安全ガイドライン）に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

・「荷役作業の安全ガイドライン」に基づく、安全衛生管理体制の確立、墜落・転落災害や転倒災害等の防止対策、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。

・墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等、高所からの墜落・転落の防止に取り組む。あわせて三大災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。

・はさまれ・巻き込まれなどによる労働災害のおそれが高い機械等については、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、機械のリスクアセスメントの適切な実施に取り組む。  
・機能安全の推進により機械等の安全基準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。

・安全衛生管理が低調となることがないよう安全衛生管理体制の確立と下請業者との連絡調整の徹底を図る。

・「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」等について労働者への周知や理解の促進を図るとともに、これらに基づき、安全な伐倒作業やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。

## メンタルヘルス

・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする。

・ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果を基に集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善までを行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。

・「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」に基づき取組をはじめ職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。

## 過重労働

・企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする

・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。

・過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置に基づき、次の措置を行う。

- ①時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等
- ②年次有給休暇の確実な取得促進
- ③勤務間インターバル制度の導入など労働時間等設定改善指針による労働時間等の設定の改善

・長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や保健師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。

## 産業保健活動

・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

・必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修を受けられるよう体制を整備する。

・治療と仕事の両立支援に関して、支援を必要とする労働者が支援を受けられるように、労働者や管理監督者等に対する研修等の環境整備に取り組む。

・産業医や保健師に加え医療機関や支援機関等の両立支援コーディネーターを積極的に活用し、治療と仕事の両立の円滑な支援を図る。

## 化学物質

- ・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を受けている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。
- ・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務の対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

## 熱中症

- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

- ・化学物質を製造する事業者は、製造時等のリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の実施、並びに譲渡提供時のラベル表示。SDSを交付する。
- ・化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討する。
- ・労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行う。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出る。

# 長崎労働局 第13次労働災害防止計画の結果

## 1 全体目標

死亡災害 12次防期間中の累計死者数（70人）より15%以上減少

死傷災害 12次防期間中の平均死傷者数（1,425人）より、2022年までに5%以上減少

死亡災害	目標 59人以下	達成	実績 43人
死傷災害	目標 1,353人以下	未達成	実績 1,638人

## 2 重点業種目標

(1) 製造業 死亡災害 12次防期間中の累計死者数（11人）より15%以上減少

死亡災害	9人以下	未達成	実績 10人
------	------	-----	--------

(2) 食料品製造業 死傷災害 12次防期間中の平均死傷者数（128人）より、2022年までに20%以上減少

死傷災害	102人以下	未達成	実績 124人
------	--------	-----	---------

(3) 造船業 死傷災害 12次防期間中の平均死傷者数（56人）より、2022年までに20%以上減少

死傷災害	目標 44人以下	達成	実績 36人
------	----------	----	--------

(4) 建設業 死亡災害 12次防期間中の累計死者数（26人）より15%以上減少

死傷災害 12次防期間中の平均死傷者数（198人）より、2022年までに5%以上減少

死亡災害	目標 22人以下	達成	実績 20人
死傷災害	目標 188人以下	未達成	実績 213人

(5) 林業 死傷災害 12次防期間中の平均死傷者数（12人）より、2022年までに20%以上減少

死傷災害	目標 9人以下	未達成	実績 18人
------	---------	-----	--------

(6) 道路貨物運送業 死傷災害 12次防期間中の平均死傷者数（99人）より、2022年までに5%以上減少

死傷災害	目標 94人以下	未達成	実績 125人
------	----------	-----	---------

(7) 小売業 死傷災害 12次防期間中の平均死傷者数（156人）より、2022年までに5%以上減少

死傷災害	目標 148人以下	未達成	実績 187人
------	-----------	-----	---------

(8) 社会福祉施設 死傷災害 12次防期間中の平均死傷者数（122人）より、2022年までに5%以上減少

死傷災害	目標 115人以下	未達成	実績 205人
------	-----------	-----	---------

## 3 健康確保・職業性疾病対策

(1) メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上	未達成	実績 62.1%
ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上	未達成	実績 60%以下

(2) 化学物質対策

SDSの交付を受けている事業場の割合を80%以上	達成	実績 88.7%
--------------------------	----	----------

(3) 腰痛予防対策 第三次産業及び道路貨物運送業の腰痛による疾病者数を12次防平均疾病者数（37人）より5%以上減少

腰痛による疾病者数	目標 35人以下	未達成	実績 52人
-----------	----------	-----	--------

(4) 熱中症予防対策 熱中症による死傷者数を12次防平均件数（9.8人）より5%以上減少

熱中症による死傷者数	目標 9人以下	未達成	実績 15人
------------	---------	-----	--------

(5) 受働喫煙防止対策

受働喫煙対策に取り組んでいる事業場の割合を85%以上	達成	実績 88.6%
----------------------------	----	----------

「長崎労働局第14次労働災害防止計画」に関する照会は  
長崎労働局労働基準部健康安全課までお願いします。

名称	所在地	連絡先
長崎労働局労働基準部 健康安全課	〒850-0033 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル6階	電話095-801-0032

## 長崎労働局管内の各労働基準監督署

名称	所在地	連絡先
長崎労働基準監督署 安全衛生課	〒852-8542 長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎2階	電話095-846-6392
五島駐在事務所	〒853-0015 五島市東浜町2-1-1 福江地方合同庁舎内	電話0959-72-2951
佐世保労働基準監督署 安全衛生課	〒857-0041 佐世保市木場田町2-19 佐世保合同庁舎3階	電話0956-24-4161
江迎労働基準監督署 監督・安衛課	〒859-6101 佐世保市江迎町長坂123-19	電話0956-65-2141
島原労働基準監督署 監督・安衛課	〒855-0033 島原市新馬場町905-1	電話0957-62-5145
諫早労働基準監督署 安全衛生課	〒854-0081 諫早市栄田町47-37	電話0957-26-3310
対馬労働基準監督署 監督・安衛課	〒817-0016 対馬市厳原町東里341-42 厳原地方合同庁舎内	電話0920-52-0234
壱岐駐在事務所	〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触620-4 壱岐地方合同庁舎内	電話0920-47-0467

長崎労働局第14次防（本文）

アクションZERO

長崎労働局第14次防

検索



職場における  
腰痛予防対策指針



エイジフレンドリー  
ガイドライン



荷役作業の  
安全ガイドライン



機械の包括的な安全  
基準に関する指針



伐木等作業の  
安全ガイドライン



林業の作業現場における  
緊急連絡体制の整備等  
のためのガイドライン



造船業における元方事業  
者による総合的な安全  
衛生管理のための指針

